# 社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会 処 務 規 程

(平成20年規程第9号)

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会処務規程(昭和54年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第1号)の全部を改正する。

### 第1章総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款第34条第5項の規定 に基づき社会福祉法人春日井市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の組織及 び事務処理について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 組 織

(事務局)

第2条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

(事務局の組織)

- 第3条 事務局に次の課を置き、課に次の担当を置く。
  - (1) 総務課 職員 経理 子どもの家
  - (2) 地域支援課 福祉企画 地域支援
  - (3) 福祉サービス課 サービス 権利擁護
  - (4) 総合支援課
- 2 事務局に次の出先機関を置き、出先機関に次の担当を置く。
  - (1) 母子の家
  - (2) 総合福祉センター
  - (3) 福祉の里
  - (4) 第一希望の家 生活介護 児童発達支援センター 第1号通所事業
  - (5) 第二希望の家 生活介護 児童発達支援
  - (6) 福祉作業所 生活介護 就労継続支援 (施設の管理)
- 第4条 総務課が管理運営する施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

- 2 出先機関が管理運営する施設の名称及び位置は、別表第1の2のとおりとする。 (職制)
- 第5条 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、課に課長を置く。
- 2 出先機関に所長を置く。
- 3 会長は、必要があるときは、課及び出先機関(以下「課等」という。)に主幹、 課長補佐、副主幹、主査、統括主任又は主任を置くことができる。 (職務)
- 第6条 事務局長は、会長の命を受け、職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 主幹は、上司の命を受け、特に会長が命ずる事務を分担掌理する。
- 5 所長は、上司の命を受け、出先機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 課長補佐は、課長を補佐し、課長に事故があるとき又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 副主幹は、上司の命を受け、事務を分担処理する。
- 8 主査は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
- 9 統括主任は、主査を補佐し、担当の特に困難な事務を調整する。
- 10 主任は、主査を補佐し、担当の事務を調整する。
- 11 前各項に掲げる職のほか、課等に別表第2の職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

(事務分掌)

- 第7条 課の事務分掌は、次のとおりとする。
  - (1) 総務課
    - ア 役員会等に関すること。
    - イ 定款、諸規程及び文書等に関すること。
    - ウ 事業計画の企画立案に関すること。
    - エ 職員の人事、福利厚生等に関すること。
    - オー予算、決算、会計及び管財に関すること。
    - カ 寄附等に関すること。

- キ 広報活動に関すること。
- ク 式典、表彰等に関すること。
- ケ 指定管理者の手続に関すること。
- コー子どもの家に関すること。
- サ 他の課の所管に属しない事項に関すること。

#### (2) 地域支援課

- ア 春日井市地域共生プランの策定及び進行管理に関すること。
- イ 地区社会福祉協議会への支援に関すること。
- ウボランティアセンター事業に関すること。
- エ 社会福祉関係団体との連絡調整に関すること。
- オ地域福祉行事等に関すること。
- カ 会員募集に関すること。
- キ 地域福祉コーディネーター事業に関すること。
- ク福祉教育等に関すること。
- ケ災害救援に関すること。
- コ その他地域福祉の推進に関すること。

#### (3) 福祉サービス課

- ア 居宅介護等事業に関すること。
- イ 権利擁護センター事業に関すること。
- ウ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業に関すること。
- エ 日常生活自立支援事業に関すること。
- オ 生活福祉資金貸付事業に関すること。
- カ 共同募金事業への協力に関すること。
- キーその他福祉サービスに関すること。

#### (4) 総合支援課

- ア 基幹型地域包括支援センター事業に関すること。
- イ 地域包括支援センター事業に関すること。
- ウ 基幹相談支援センター事業に関すること。
- エ 自立相談支援事業に関すること。
- オ 家計改善支援事業に関すること。
- カーその他支援に関すること。

- 2 出先機関の事務分掌は、次のとおりとする。
  - (1) 母子の家 春日井市母子の家の管理及び運営に関すること。
  - (2) 総合福祉センター
    - ア 春日井市総合福祉センターの管理及び運営に関すること。
    - イ 春日井市福祉文化体育館の管理及び運営に関すること。
  - (3) 福祉の里 春日井市福祉の里の管理及び運営に関すること。
  - (4) 第一希望の家
    - ア 生活介護事業に関すること。
    - イ 児童発達支援センターに関すること。
    - ウ 保育所等訪問支援事業に関すること。
    - エ 障害児相談支援事業に関すること。
    - オ 第1号通所事業に関すること。
    - カ 共生型通所介護事業に関すること。
    - キ 春日井市第一希望の家の管理に関すること。
  - (5) 第二希望の家
    - ア 生活介護事業に関すること。
    - イ 児童発達支援事業に関すること。
    - ウ 共生型地域密着型通所介護事業に関すること。
    - エ 春日井市第二希望の家の管理に関すること。
  - (6) 福祉作業所
    - ア 生活介護事業に関すること。
    - イ 就労継続支援事業に関すること。
    - ウ 共生型通所介護事業に関すること。
    - エ 春日井市福祉作業所の管理に関すること。

#### 第3章 事務処理

(専決)

- 第8条 事務局長、事務局次長、課長及び所長の専決事項は、会長が別に定める。 (代決)
- **第9条** 会長が不在であるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次に会長の決裁すべき事務を代決することができる。

- 2 副会長が不在であるときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次に副会長の 決裁すべき事務を代決することができる。
- 3 事務局長が不在であるときは、事務局次長が事務局長の専決すべき事務を代決することができる。
- 4 前3項に掲げる場合のほか、専決権者が不在の場合に代決すべきものは、会長が別に定める。
- 5 代決すべき者が不在である場合は、専決権者の上司の決裁を受けなければならない。

(代決の制限)

第10条 前条の規定にかかわらず、重要若しくは異例と認められる事項、新たな事項 又は疑義のある事項については、代決することができない。ただし、その処理につ いてあらかじめ指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものについては、この限り ではない。

(後閲)

第11条 代決した事務については、速やかに当該事務の決裁権者の後閲を受けなければならない。ただし、定例的なもの、その他軽易な事項については、この限りではない。

(公印)

- 第12条 本会の公印の名称、書体、寸法、様式及び管守者は、別表第3のとおりとする。
- 2 前項の公印の使用、保管については、会長が別に定める。

## 第4章 補 則

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

#### **附** 則 (平成20年規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

(切替措置)

2 この規程施行の際、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会処務規程(昭

和54年規程第1号)の規定により、次の表の左欄に掲げる職員種類に属する者は、 別段の辞令が発せられない限り、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会処 務規程の規定による同表の右欄に掲げる職員種類に属する者とみなす。

改正前	改正後
事務職員	一般職員
技術職員	医療職員

附 則 (平成21年規程第3号)

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第9号)

(施行期日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

**附** 則 (平成22年規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

**附** 則 (平成24年規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(切替措置)

2 この規程施行の際、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会処務規程の規 定により、次の表の左欄に掲げる施設に勤務を命ぜられている職員は、別段の辞令 が発せられない限り、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会処務規程の規 定による同表右欄に掲げる施設に勤務を命ぜられている職員とみなす。

施 設 名	施設名
春日井市第三介護サービスセンター	春日井市介護サービスセンター

附 則 (平成25年規程第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第5号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第8号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第4号)

この規程は、平成29年5月29日から施行する。

附 則 (平成30年規程第2号)

この規程は、平成30年3月15日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第5号)

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

# 別表第1 (第4条関係)

名 称	位 置
春日井市白山子どもの家	春日井市味美白山町2丁目3番地1
春日井市八幡子どもの家	春日井市春見町23番地2
春日井市藤山台子どもの家	春日井市藤山台3丁目2番地
春日井市神領子どもの家	春日井市神領町1丁目1番地8
春日井市高森台子どもの家	春日井市高森台8丁目1番地
春日井市石尾台子どもの家	春日井市石尾台6丁目2番地
春日井市味美子どもの家	春日井市味美町3丁目41番地
春日井市東野子どもの家	春日井市東野町4丁目13番地
春日井市坂下子どもの家	春日井市坂下町5丁目324番地
春日井市柏原子どもの家	春日井市柏原町5丁目15番地
春日井市鳥居松子どもの家	春日井市月見町45番地
春日井市不二子どもの家	春日井市出川町3丁目14番地1
春日井市勝川子どもの家	春日井市若草通2丁目1番地1
春日井市岩成台子どもの家	春日井市岩成台6丁目3番地
春日井市大手子どもの家	春日井市大手町3丁目24番地1
春日井市篠木子どもの家	春日井市篠木町5丁目1313番地3
春日井市丸田子どもの家	春日井市六軒屋町西1丁目15番地7
春日井市出川子どもの家	春日井市出川町8丁目3番地4
春日井市小野子どもの家	春日井市小野町5丁目70番地
春日井市松原子どもの家	春日井市東野町1丁目9番地
春日井市松山子どもの家	春日井市如意申町1丁目8番地1
春日井市北城子どもの家	春日井市金ヶ口町1550番地
春日井市上条子どもの家	春日井市弥生町5287番地2
春日井市高座子どもの家	春日井市高蔵寺町北4丁目777番地1
春日井市鷹来子どもの家	春日井市町屋町3900番地17
春日井市山王子どもの家	春日井市勝川新町1丁目49番地
春日井市西山子どもの家	春日井市西山町1559番地2
春日井市神屋子どもの家	春日井市神屋町860番地

春日井市篠原子どもの家	春日井市熊野町北1丁目1番地
春日井市岩成台西子どもの家	春日井市岩成台8丁目1番地

# 別表第1の2(第4条関係)

名 称	位 置
春日井市母子の家	春日井市王子町3番地
春日井市総合福祉センター	春日井市浅山町1丁目2番61号
春日井市福祉の里	春日井市神屋町字引沢57番地1
春日井市第一希望の家	春日井市中切町3丁目3番地9
春日井市第二希望の家	春日井市岩成台3丁目3番地6
春日井市福祉作業所	春日井市浅山町1丁目2番61号
春日井市福祉文化体育館	春日井市浅山町1丁目2番61号

別表第2 (第6条関係)

職名	職員種類	職務
主事	一般職員	上司の命を受け、一般事務をつかさどる。
保健師	医療職員	上司の命を受け、保健師業務をつかさどる。
看護師	医療職員	上司の命を受け、看護師業務をつかさどる。
准看護師	医療職員	上司の命を受け、准看護師業務に従事する。

別表第3 (第12条関係)

名 称	#12余) 書 体	寸法(mm)	様式	用途	管守者	個数
会印	大和古印体	方24		一般公文書用	総務課長	1
			社会福祉法			
			人春日井市			
			社会福祉協			
			議会之印			
	大和古印体	縦30		一般文書契約	総務課長	1
		横15	社会福	用		
			祉法人			
			春日井			
			市社会			
			福祉協			
			議会印			
会長印	大和古印体	方15		証明書等用	総務課長	1
	Z STO HILL	74.20	社会福祉法		45-174 HV V	
			人春日井市			
			社会福祉協			
			議会長之印			
	大和古印体	方15		請求書、請求書	総務課長	1
			社会福祉法	兼領収書等刷		
			人春日井市	込用		
			社会福祉協			
			議会長之印			
	大和古印体	方15		請求書、請求書	総務課長	1
		7,510	社会福祉法	兼領収書等電	1/10-1/3 H/K2C	1
			人春日井市	子計算機用		
			社会福祉協			
			議会長之印			
	1.5-1.1-1.	+0.4		加八十二十二	√√√√√ √√√√ √√√√ √√√ √√√ √√√ √√ √	4
	大和古印体	方24	九人与九丛	一般公文書用 	総務課長	1
			社会福祉法			
			人春日井市     社会福祉協			
			私云簡征肠     議会長之印			
	大和古印体	方24		一般文書刷込	総務課長	1
			社会福祉法	用		
			人春日井市			
			社会福祉協			
			議会長之印			
<u> </u>	<u> </u>	l		L	<u> </u>	

名 称	書体	寸法(mm)	様式	用途	管守者	個数
会長印	大和古印体	方24	社会福祉法 人春日井市 社会福祉協 議会長之印	一般文書電子計算機用	総務課長	1
	大和古印体	方24	社会福祉法 人春日井市 社会福祉協 議会長之印 総合福祉センター用	施設発行一般 文書用	総合福祉センター所長	1
	大和古印体	方24	社会福祉法 人春日井市 社会福祉協 議会長之印 福祉文化体育館用	施設発行一般 文書用	総合福祉 センター 所長	1
	大和古印体	方24	社会福祉法 人春日井市 社会福祉協 議会長之印 福祉の里用	施設発行一般 文書用	福祉の里 所長	1
	大和古印体	方39	社会福祉法 人春日井市 社会福祉協 議会長之印	表彰及び褒賞用	総務課長	1
副会長印	大和古印体	方24	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会副会長印	一般公文書用	総務課長	1
	大和古印体	方24	社会福祉法人春 日 井 市 社 会 福 祉 協 議 会 副 会 長 印 総合福祉センター用	施設発行一般 文書用	総合福祉 センター 所長	1

名 称	書体	寸法(mm)	様式	用途	管守者	個数
副会長印	大和古印体	方24	194	施設発行一般	総合福祉	1
			社会福祉法人春	文書用	センター	
			日井市社		所長	
			会福祉協議			
			会副会長印 福祉文化体育館用			
	大和古印体	方24		施設発行一般	福祉の里	1
			社会福祉法人春	文書用	所長	
			日井市社			
			会福祉協議			
			福祉の里用			
事務局長印	大和古印体	方24		一般公文書用	総務課長	1
<b>学</b> 物例以刊	人加口的协	7724	社会福祉法人		心仍然以	1
			春日井市社会			
			福祉協議会			
			事務局長之印			
課長印	大和古印体	方24		一般文書用	総務課長	1
			社会福祉法人			
			春日井市社会			
			福祉協議会			
			総務課長印			
	大和古印体	方24		一般文書用	地域支援	1
			社会福祉法人		課長	
			春日井市社会			
			福祉協議会地			
			域支援課長印			
	大和古印体	方24		一般文書用	福祉サー	1
			社会福祉法人春		ビス課長	
			日井市社会福祉			
			協議会福祉サー			
			ビス課長印			
	大和古印体	方24		一般文書用	総合支援	1
			社会福祉法人		課長	
			春日井市社会			
			福祉協議会総			
			合支援課長印			
<u> </u>	<u> </u>	l	1	1	l	l

名 称	書 体	寸法(mm)	様式	用途	管守者	個数
所長印	大和古印体	方21		一般文書用	母子の家	1
			春日井市		所長	
			母子の家			
			所長印			
	大和古印体	方21	春日井市	一般文書用	総合福祉	1
			総合福祉		センター 所長	
			センター		17112	
			所 長 印			
	大和古印体	方21		一般文書用	福祉の里	1
			春日井市		所長	
			福祉の里			
			所 長 印			
	大和古印体	方21		一般文書用	第一希望	1
	7 311 [2:11]		春日井市	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の家所長	
			第一希			
			望 の 家     所 長 印			
	1 4 18971	Los	<i>DI</i> X 11	4H. 1	~~ × ±=	
	大和古印体	方21	春日井市	一般文書用	第二希望 の家所長	1
			第二希		の家別文	
			望の家			
			所 長 印			
	大和古印体	方21		一般文書用	福祉作業	1
			春日井市		所所長	
			福祉作業所			
			所 長 印			
領収印	楷書体	径21	領収出	施設使用料等	各課等の	42
			領収	領収用	長	
			00 • 00 • 00			
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
			MA TIT MA			